

平成30年度 第1回忠岡町総合教育会議 会議録

平成31年2月22日（金）午前11時

忠岡町役場 3階 研修室3

事務局 ただいまより、平成30年度第1回忠岡町総合教育会議を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは最初に町長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

町長 平成30年度の総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、ご多忙な中、委員の皆様方におかれましてはご出席いただきありがとうございます。また、平素から本町の教育行政に多大なご尽力をいただき、感謝申し上げます。

本町では引き続き厳しい財政状況ではありますが、産業の発展はもとより、教育・子育て支援、福祉の充実したまちづくりを推進し、「文教住宅都市」「小さくてもキラリと光る忠岡町」の実現に向けて、各施策を積極的に進めて参りますので、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

本日は、町立学校における働き方改革への取り組みについて（忠岡町立学校に係る運動部活動の在り方に関する方針について）及び（仮称）東忠岡地区認定こども園整備基本計画（案）について、報告させていただき、ご意見を賜りたいと思ひます。

教育委員会と町長部局がしっかりと連携・協議して、子どもたち、町民にとって何が大切なのかを委員各位と課題を共有し実りのある会議となればと思っております。どうぞ皆様方におかれましては、ご忌憚のないご意見を賜りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、会議の進行につきましては、本会議の設置要綱第4条第1項の規定に基づき、総合教育会議の招集者であります和田町長に議長を務めていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、案件に従いまして議事を進めさせていただきます。まず、案件（1）「町立学校における働き方改革への取り組みについて（忠岡町立学校に係る運動部活動の在り方に関する方針について）」を議題といたします。事務局から説明をお願ひいたします。

事務局

案件（１）「町立学校における働き方改革への取り組みについて」（忠岡町立学校に係る運動部活動の在り方に関する方針）についてご説明いたします。学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する一方、教職員についても「働き方改革」や健康管理の観点から、長時間勤務の一層の縮減を図る必要があります。忠岡町教育委員会でも、平成２９年度より忠岡町教育基本方針において、働き方改革にかかり長時間勤務の縮減に向け ての取り組みについて明記しており、平成２９年６月２３日に、「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」を通知しているところです。運動部活動については、学校教育の一環として行われており、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしております。しかしながら、運動部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げること、また、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の一つになっていることから、スポーツ庁が平成３０年３月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。また、大阪府においては、平成３０年９月に「大阪府運動部の在り方に関する方針」が策定され、本町におきましても、平成３０年１１月教育委員会会議にて、「忠岡町立学校に係る運動部活動の在り方に関する方針」を策定したところでございます。学校教育課資料「忠岡町立学校に係る運動部活動の在り方に関する方針」をご覧ください。

２ページをご覧ください。

１、適切な運営のための体制整備（２）指導・運営に係る体制の構築ここでは、学校長が、働き方改革に関わる部分も含めて、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うよう明記しております。

３ページをご覧ください。３、適切な休業日及び活動時間の設定のここでは、休業日の設定、１日の活動時間についてです。

学期中は、週当たり２日以上休業日を設けること。平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上休養日とすること。また、長期休業中においても学期中に準じた休養日を設けること、及び部活動以外にも多様な活動ができるように、ある程度長期の休養期間を設けることを示しております。

忠岡中学校には、本方針を元に、運動部活動に係る方針を策定していただいている最中でございます。内容としましては、活動時間や

休養日等、町方針を踏襲したものとなる予定でございます。なお、平成30年12月に、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定されました。今後、大阪府教育委員会より、文化部と運動部を併せた部活動のガイドラインが策定される予定です。それを受けて、部活動全体を網羅する形での町方針や学校の方針として整備して参る予定ですので、こちらにつきましても、完成しましたら、ご報告させていただきます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局から説明ありましたが、委員のみなさまからのご質問等がございましたらお願いします。

委員 案を策定中ということですが、現状はどのようになっていますか。

事務局 忠岡中学校の現状につきましては、学校長の指導のもとクラブごとに原則週1日以上は休業日にすることになっています。今後、さらに具体的に推進していただきます。

教育長 働き方改革ということで教育にも求められていくことですが、一方働き方改革で地域の連携、地域のつながりが必要なことまで省いていこうという流れも一部に出てきつつあります。そのバランスを適正に取りながら、そして内部で工夫しながら時間を確保し、過度な時間にならないようにしていかないと、今まで積み上げてきたものも切らざるを得ないこととなります。地域の中の学校、コミュニティースクールではなくなるのではないかとということで、今後精査していく必要があると思いますので、バランスを考えながら進めていきたいと思えます。

委員 忠岡中学校の野球部は昔から強くて、クラブやスポーツを通じて学べる事、教えられる事もあると思えます。勝つ喜び、負ける悔しさなども子どもたちに教えていかないといけない大事なことだと思えます。

議長 他にございませんか。
他に質問、ご意見がないようですので、案件(2)「(仮称)東忠岡地区認定こども園整備基本計画(案)について」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、私の方から（仮称）・東忠岡地区認定こども園整備基本計画（案）について、説明いたします。

表紙をめくっていただきますと、目次があります。

- 1 策定の趣旨について
- 2 幼児施設を取り巻く現状と課題
- 3 施設整備にあたっての条件整理
- 4 施設整備基本計画（案）

となっております。

それでは、目次をめくって頂いて、1 ページの策定の趣旨について、であります。が、（1）策定の趣旨の2 段落目ですが、本町においても子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、少子化による就学前児童数の減少、公立幼稚園・保育所施設の老朽化、多様化する保育ニーズなどに対応し、今後とも安心して子育てができるまちづくりの推進を図れるように、平成29年3月に「忠岡町幼保一体化推進基本計画」を策定しました。この「推進基本計画」にもとづき、教育・保育に関する多様なサービス提供を効率的・効果的に行っていくための方策として、忠岡地区において民間活力を用いた「公私連携幼保連携型認定こども園」の整備が4月の開園に向けて進められているところであります。また、「推進基本計画」において、子ども・子育て会議における意見としまして「東忠岡地区については、現状の幼稚園・保育所の敷地、建物を活用しながら出来る限り早急な一体化を図ること」との内容が盛り込まれていることから、早期にこども園として統合することが求められています。本こども園につきましても、忠岡町の教育・保育施設のモデルとなり、子育て支援の拠点ともなるなど、公立の施設として担うべき役割や機能についても検討していく必要があります。それらを踏まえた上で昨年8月に「東忠岡地区における認定こども園整備基本方針」を策定しました。今回、その「整備基本方針」を具体化し、教育・保育及び子育て支援サービスについての町の考え方や整備方針を整理した上で、調査検討を行い、園舎の適正配置や規模等についての整備基本計画を策定するものであります。

続きまして、2 ページの幼児施設を取り巻く現状と課題であります。が、3 ページと4 ページのグラフをご覧ください。3 ページは年齢別の人口の推移を表したグラフであり、ご覧のとおり、平成23年度と比べますと、30年度は全体では千人程度減少しており、その中でもグラフの一番下の黒い部分、15歳未満の子ども人口が629人も減少しております。4 ページのグラフは更に就学前の子ども

だけの推移であります。ピークであった平成19年度の1,145人と比較すると730人となっており、415人も減少していることとなります。恐らく、今後も減少は続いていくものと予想されます。つづいて、5ページのグラフをご覧ください。町内の就学前施設の入園状況のグラフであります。一番上はそれぞれの施設の定員を表しております。特に上から2つの幼稚園につきましては、定員としては両方とも245人の定員となっておりますが、年々入園者が減っており、現在は88人と41人となっております。逆に3番目の東忠岡保育所については、150人の定員を毎年上回っているような状況となっております。このグラフのうち、東地区の幼稚園と保育所のみを抜き出したものが6ページのグラフになります。先ほどのグラフには表示していませんでしたが、東の保育所につきましては、待機児童が発生しておりますので、実際には現在も定員を上回る必要があるということになっております。グラフの下の②課題であります。そこに書いているとおり、幼稚園においては園児数の減少により適正規模の集団生活に支障をきたしていますが、逆に保育所においては、施設や職員に余裕がなく、ゆとりのある保育ができない状況となっていることから、適正規模による集団生活の環境づくりが急務となっております。また、共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化などで、預かり保育の要望が増加するなど、多種多様な教育・保育ニーズが求められていることから、これらの要望にも応えていかなければなりません。

7ページから9ページにかけては、現状の東地区の状況であり、これは推進基本計画からの抜粋でありますので、説明は省略いたします。続いて10ページをお願いします。先ほどの課題は児童数にかかる課題でしたが、これは施設にかかる課題であります。まず、ご存知のとおり施設の老朽化という課題です。ともに40年以上が経過しており、このままの状態では耐震化も含めた大規模改修を行う必要があります。今後、多大な財政負担が必要な状況であります。また、施設の老朽化に伴って、今現在も教育・保育を行ううえで支障をきたしている状況であることから、複雑化・多様化する教育・保育ニーズへの迅速かつ柔軟に対応できるような施設としての整備が急務であると考えております。施設の適正規模、適正配置という観点からは、特に保育所施設については途中で増改築を行っていることから、各保育室の大きさが統一されておらず、非常に使い勝手の悪い配置となっております。また、現状は幼稚園と保育所が横並びに配置されていることから、既存施設を活用するとなると、実際の使用や、子どもたちの管理といった観点からも今まで以上に難しいもの

となると考えられます。また、こども園化することにより、子育て支援サービスの充実を図る必要があります、子育て支援センターの設置についても併せて検討します。

続いて11ページをお願いします。3 施設整備にあたっての条件整理ですが、(1)基本的な考え方ですが、今まで述べてきたように、今後の児童数の推移や多様化する教育・保育ニーズなどに柔軟に対応しつつ、将来にわたっても、待機児童を発生することのないよう、機能面や入所定員等を考慮した施設整備を進めていく必要があります。また、本年10月からの3歳から5歳児を対象とした幼児教育無償化を見据えての対応についても併せて検討する必要があります。また、子育て支援センターを併せ持つ施設として整備し、本町における子育て支援の拠点となる施設を目指してまいります。

(2) 施設に要求される条件としては、①安全で安心して利用できる施設として災害に強く、快適な環境(具体的には空調等の完備を考えておりますが)そういった施設を、②多種多様な教育・保育形態等に対応できる施設として、現状の施設のような応用の利かない施設ではなく、柔軟性・応用性のある保育室を備えた施設を、③こども達にとって魅力のある施設、例えば、絵本コーナーの設置や魅力的な遊具の設置がある施設を、④地域との連携や本町の子育て支援の拠点施設として、一時預かり室や相談室の設置された施設を、⑤整備コストや維持管理に配慮した長寿命施設としてオーソドックスな施設設計ということで、いわゆる、はやりすたりがないような施設をめざして行きたいと、考えております。

12ページの(3)整備手法についてですが、冒頭の策定の趣旨のところでも触れましたが、推進基本計画では、既存施設を活用した整備方針が示されています。しかしながら、10ページで説明したとおり、現施設はともに建築後40年以上が経過している非常に老朽化した施設であることから、既存施設を改修してとなりますと、耐震化と併せて大規模な改修工事を行わなければなりません。その場合、在園児が居ますので、仮設園舎等が必要となり、さらに子どもたちを移動させながらの工事となりますので、そうなるとう工事期間が長くなるうえに、子どもたちへの影響も懸念されることとなります。また、先ほども述べましたが、既存施設を活用するとなると、非常に細長い施設となるため、子どもたちを管理する上でも適切ではないと考えられます。更に新たな認定こども園の整備は、多種多様な教育・保育形態への対応や、子育て支援センター等の機能の拡大が求められているために、既存施設の活用では非常に困難であると考えています。以上のことから、既存施設の改修ではなく、新たに施設を整備する建替えにて整備を進めることが現実的であると考えているところであり、具体的に、既存施設を活用する場合と新たに建替えて整備する場合を比較した表を掲載していますので、そちらをご覧ください。

左側が既存施設を活用する場合、右側が建替えの場合ですが、まず、先ほども述べたとおり、既存施設を活用する場合は、仮設園舎が必要となり、最低でも18カ月、1年半はかかると考えられますが、建替えの場合は、1年程度で完成できます。また、既存施設の場合は、子どもたちの環境がめまぐるしく変わるために影響が懸念されます。また、既存施設の場合は、結果的に使い勝手の悪いままの施設が残ることとなります。事業費的には、どうしても既存施設を活用する場合は、安くなりますが、これまで述べてきたとおり、子どもたちへの影響や将来的なことを考えた場合は、やはり新築として整備するほうが現実的であると考えております。

次に13ページ、14ページをご覧ください。これは、公立のこども園としての役割ということで、これまでも述べてきたとおり、地域における子育て支援の拠点としての機能を発揮し、他の教育・保育施設のモデルとなるよう、中核施設としての役割を果たすことが必要となります。

- ① 地域の子育て支援の拠点として、育児相談や講座の開催、園庭開放事業の充実など、これまで以上の施策を展開していく予定であります。
- ② 多様な保育サービスの提供として、これまでは民間に委託して実施していた一時預かり事業についても、拡充を図ってまいります。
- ③ 幼児教育・保育の見本・発信の場として、幼児教育水準の維持向上や小学校教育とのさらなる連携などを目指します。
- ④ 人材育成として、幼稚園教諭や保育士の人材育成をこれまで以上に進めてまいります。
- ⑤ 受け皿としてのこども園として、様々な家庭環境や困難を抱える乳幼児の支援等についても、これまで以上に進めてまいります。

続きまして15ページの4 施設整備基本計画（案）ですが、15、16ページについては概要と付近見取図であり、これも推進基本計画からの抜粋でありますので説明は省略させて頂き、17ページをお願いいたします。

- (3) 設置基準による施設の規模設定であります。上の表が今年1月1日時点の実際の入所児童数で、真ん中の表が来年度、31年4月当初の見込み児童数であります。偶然にも、合計児童数が234人となっておりますが、最低でもこれぐらいの児童数の定員は必要であると考えており、これを参考に設定したものが、一番下の表で、258人程度の定員を考えております。あくまでも、現時点での想定ですので、今後変更となることもございます。

次に、18ページには必要となる諸室、設備等について記載しております。

続きまして19ページは最低基準となる園舎と園庭の面積を計算しておりますが、園舎は最低1,100㎡以上となっておりますが、今のところは全体で2,400㎡程度を考えており、園庭についても最低998㎡以上となっておりますが、こちらも2,000㎡以上を確保できると考えています。

20、21ページにつきましては、各室、園庭等の基準を表示しております。22、23ページにつきましては、各種法令条件の整理をしております。

24ページからは、施設計画の考え方として、実際の整備にあたっての考え方を記載しておりますが、26ページのイメージ図を見ていただいたほうが分かりやすいと思いますので、26ページをご覧ください。右側が現在の保育所部分、左側が幼稚園部分となります。全体的に見て行きますと、現在の保育所駐車場が一番上の灰色の部分で、その下の部分も駐車場として拡幅をしたいと考えています。下のオレンジ色部分が園舎となり、今現在の既存施設が建っている緑色部分が最終的に園庭となるイメージとなります。整備のイメージとしては、現在の幼稚園の遊戯室を始めに取り壊し、園庭部分を含めて新しい園舎を建てた後、既存の園舎を取り壊して園庭を整備するという感じになると考えています。

最後、めくって頂いたら、立面図のイメージと最後のページには、イメージパースを添付しております。あくまでも現時点におけるイメージですので、このとおりになることはありませんので、ご承知おきください。

以上で、(仮称)東忠岡地区認定こども園整備基本計画(案)についての説明を終わらせて頂きますが、今、説明した案をもって、パブリックコメントを実施する予定であります。議員皆様には、再度お目通しをして頂き、ご意見等がございましたら、パブコメによる提出もしくは直接事務局までお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。皆様からの意見については、反映できるところは反映させて頂き、最終3月中に確定としたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いします。

委員 3月までに「東忠岡地区認定こども園整備基本計画(案)」をきちんと作るということですか。また承認が得られるといつ頃の開園となるのですか。

事務局 来年一年かけまして実施設計を行う予定にしております。実施設

計の中に現場の先生方の意見を取り入れ、よりよいものを作っていきたいと考えております。じっくり一年かけまして設計を行い、平成32年度に整備をしていきます。そして平成33年4月の2年後に新たなこども園として開園したいと考えております。

委員 平成31年4月から開園する忠岡地区のこども園については、民間ですよ。東地区については町立ということですが、それはなぜですか。

事務局 忠岡地区を民営化することについて、現在では両地区とも公立として運営していますが、保育所につきましては正規職員の数が半分そして、半分以上が臨時職員となっています。臨時職員となりますと、一年で辞めたり、保育士の確保が難しくなっております。待機児童も発生しておりますので、解消していくうえでも職員の確保が求められます。しかし町としましてその余裕がありませんので、まず忠岡地区を民間にお願いすることで、職員が東地区に正規職員として賄えますので、東地区を公立として運営していこうと考えております。東地区の職員が確保できますと、待機児童も解消していくものと考えます。

委員 東地区の施設を運営しながら、建設も同時に行うことになりましたよね。

事務局 園庭について一年間は狭くなりますが、隣の小学校も活用させてもらいながら進めていこうと考えております。

委員 忠岡地区のこども園建設について、何か思わぬ事態が起こったようなことはありませんか。

事務局 ブロック塀について、地震を想定して園舎と一緒に壊す予定でございましたが、その前に地震がありブロック塀が危険であるということになりましたので、早急に対応はさせていただきました。特段混乱もありませんでした。

委員 保護者の混乱はどうでしたか。

事務局 運動会が園庭ではできませんでしたが、町民グラウンドで行いましたので大きな混乱もありませんでした。

議長 他に質問はございませんか。
ご意見がないようですので、案件3「その他」について議題とします。委員の皆様からの何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

議長 特にないようでございますので、本日の総合教育会議を閉会いたします。事務局よろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。以上をもちまして、総合教育会議を閉会いたします。